第五十三条第一項第一号中「同条第三項」を「第三項」に改め、同条第三項の表第二十一条の四第三項及び第二十二条第一項の項中「及び第二十二条第一項」を削り、同表中

第二十二条第五項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人

を

第二十二条	人事委員会等	特定地方独立行政法人の理事長
	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程
	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
	地方公共団体の規則	特定地方独立行政法人の規程

に改める。

条の三第四項

る。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正）

第十九条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「第二百三条の二及び」を「第二百三条の二第一項から第三項まで及び第五項並びに」に、「及び第四項中」を「中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「、費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」と、」に改める。

第五十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第二十条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ホ中「の職員を」を「の者を」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改める。

（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条―第五十五条の二）」を「第四節　損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条―第五十五条の三―第五十五条の十）
第五節　廃炉等積立金（第五十五条の三―第五十五条の十）」に改める。

第一条中「開発」の下に「、廃炉等積立金の管理」を加える。

第三十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第五節の規定による廃炉等積立金の管理その他同節の規定による業務

第三十六条第二項中「関する事項」の下に「、廃炉等積立金に関する事項」を加える。

第三十六条の二の次に次の一条を加える。

（事業計画等）

第三十六条の三　機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務（第三十五条第五号に掲げる業務をいう。次項及び第五十五条の八において同じ。）に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　機構は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第四十一条第三項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　廃炉等の実施に関する方針

第五章に次の一節を加える。

第五節　廃炉等積立金

（廃炉等積立金の積立て及び管理）

第五十五条の三　廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、機構が次条第五項の規定により通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならない。

2　廃炉等積立金の積立ては、当該事業年度の終了後三月以内に機構にしなければならない。ただし、当該積立金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に積み立てることができる。

3　廃炉等積立金は、機構が管理する。

（廃炉等積立金の額）

第五十五条の四　廃炉等積立金の額は、機構の事業年度ごとに廃炉等実施認定事業者が機構に積み立てるべき額として機構が運営委員会の議決を経て定める額とする。

2　廃炉等積立金の額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

一　廃炉等の実施に関する長期的な見通しに照らし、廃炉等を適正かつ着実に実施するために十分なものであること。